

先導GX産業支援プログラム事業業務公募型プロポーザル実施要領

1 委託する業務の目的および内容

別添1「先導GX産業支援プログラム事業業務委託仕様書」のとおり

2 契約条件

- (1) 契約形態：委託契約
- (2) 契約期間：契約締結日から令和8年3月31日まで
- (3) 予定価格：17,000,000円（消費税および地方消費税（10%）を含む）

3 参加資格

仕様書に示されている要件を理解し、以下の資格要件すべてを満たす者を、本プロポーザルへの参加資格を有する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

（営業種目）次の種目が希望営業種目に登録されていること。

大分類「役務」 中分類「各種調査業務」または「諸サービス」

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公募型プロポーザルの手続きに間に合わないことがある。

滋賀県物品・役務調達システムまたは滋賀県会計管理局管理課

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1

TEL 077-528-4314

- (5) 日本国内に本社または支店機能等拠点を有する事業者であること。

4 説明会

説明会は開催しない。

本業務および本プロポーザルに関する質問については、6に記載する方法により行うこと。

5 提出書類

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、次の(1)から(5)までの書類（以下「企画提案書等」という。）を作成し、提出すること。なお、(2) 企画提案書および(4) 概算見積書は電子メールでも提出すること。

宛先／ E-mail : fd0002@pref.shiga.lg.jp

- (1) 参加申請書（様式1）1部
- (2) 企画提案書

ア 体裁および部数

体裁：A4 様式は任意とし、表紙を含め16枚以内とすること。

参考様式を利用しても良い。

部数：5部

イ 内容

次に掲げる事項について、8(3)に掲げる評価項目に基づき、具体的な実施方法や内容を記載すること。また、本事業の効果を高めるための工夫や独自の提案について併せて記載すること。また、企業名等の提案者が判別できる情報は記載しないこと。

(ア) 事業実施体制（組織体制、実施責任者、担当者、業務提携事業者等）

※再委託等を想定する場合は、業務実施体制に記載すること。

(イ) 類似業務の受託実績（実績が分かる資料等を添付すること）

(ウ) 事業全体の設計およびスケジュール

(エ) 提案内容

※提案内容は仕様書5(1)～(5)に基づいて章立てし、各章にて仕様書5(1)～(5)の業務にかかる提案を記載すること。

※別紙の評価基準に留意し提案を行うこと。

※提案にあたっては以下の情報について留意すること。

仕様書5(1) 適切な支援を利用していくためのプッシュ型の水先案内

- ・提案・案内にあたりどのように業務を進めていくか、想定する支援スキームを踏まえて記載すること。
- ・提案・案内の具体例を示すこと。
- ・公開版報告書を基に見積もった場合、必要な追加作業等が見込まれるようであればそうした追加作業についても記載すること。

仕様書5(2) チーム組成・ネットワーキング

- ・ネットワーキングの手法は調整・折衝等の中繋ぎや関係する技術の勉強会等を想定しているが、こうした具体の手法について提案を求める。
- ・チーム組成に繋がるコネクションなどがあれば記載すること。
- ・公開版報告書を基に見積もった場合、必要な追加作業等が見込まれるようであればそうした追加作業についても記載すること。

仕様書5(3) プロジェクト形成・伴走支援

- ・伴走支援は、資金スキームの選定やステイクホルダー間の調整などプロジェクトが円滑に進むための支援を想定しているが、具体の手法について提案を求める。
- ・現時点で想定できるプロジェクトの例を記載すること。なお、本業務は仕様で求める数のプロジェクトが形成出来ればよく、提案で記載するプロジェクトの例が実現できなくても差し支えない。

仕様書 5 (4) その他および追加提案

- ・上記以外の本業務実施に付随する業務について記載、および受託者が創意工夫により予算の範囲内で追加できる業務について提案を求める。

仕様書 5 (5) 最終報告書

- ・最終報告書の仕上がりイメージについて記載すること。

その他

- ・仕様書 5 (1) ~ (5) に係る提案ごとに関連する類似業務の実績がある場合、提案内容の各章にもその実績について記載すること。
- ・県内企業へのヒアリング等で県の職員が直接実施した方が良いことなどがあれば、その作業量や内容についても提案にて示すこと。

【関係する資料】

近未来技術等関連産業調査報告書

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kougyou/343465.html>

※受託者にはより詳細な非公開版の報告書を提示する。

(3) 添付書類

- ア 企業・団体等概要書（様式 2）または企業・団体等の概要説明書（パンフレットやHP等の写しでも可） 5部
- イ 定款または寄付行為 1部
- ウ 類似事業実績 5部

(4) 概算見積書

- ア 体裁および部数
体裁：A4 枚数は制限しない。
部数：6部
- イ 作成上の留意事項
 - (ア) 概算見積書には、「先導GX産業支援プログラム事業業務仕様書」に掲げる業務委託について、着手から契約終了までに要する経費とその内訳を明記すること。
 - (イ) 消費税および地方消費税を含むこと。
 - (ウ) 企業・団体等の名称、所在地住所、代表者名、発行責任者名、担当者名があること。

(5) 社会政策推進面に係る関係書類（該当する場合のみ提出）

- ア 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合には、同登録証（滋賀県発行）の写し 1部
- イ 次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し 1部
- ウ 高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしている場合には、労使協定または就業規則の該当箇所の写し 1部
- エ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている場合には、障害者雇用状況報告書の写し 1部
- オ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している場合には、申立書 1部
- カ 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書（滋賀

県発行)の写し

- キ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し 1部
- ク 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、同認証通知(滋賀県発行)の写し 1部
- ケ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し 1部
- コ 「環境マネジメントシステム」のうち、次のいずれかの認証・登録を受けている場合には、①については、審査登録機関の証明書の写しを、①以外については、認証・登録証の写し1部
 - ①国際標準化機構が定めた規格ISO14001に適合している旨の認証
 - ②一般財団法人持続性推進機構(平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター)の実施するエコアクション21の認証・登録
 - ③特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録
 - ④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証

6 企画提案書等に関する質問および回答

本業務および本プロポーザルに関する質問については、以下の方法により受付および回答を行うこととする。その他の方法による質問には回答しないので注意すること。

(1) 質問方法

(様式3)の質問票により、電子メールで下記12に示す場所へ提出すること。

なお、電子メールを送付した場合は、受信の確認を行うこと。電話または口頭での質問は受け付けない。

(2) 質問受付期限

令和7年5月29日(木)正午まで

(3) 回答方法

受け付けた質問事項とそれらに対する回答を集約したものを、令和7年6月2日(月)を目途に、質問者に電子メールで回答するとともに、以下の県ホームページに回答を掲載する。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kougyou/>

7 企画提案書等の提出期限

(1) 提出期限

令和7年6月6日(金)17時まで

※ 時間厳守とし、郵送の遅れは考慮しない。

(2) 提出場所および提出方法

下記12に示す場所に、持参または郵送で提出すること。

ア 持参の場合は、土曜日、日曜日を除く、9時から17時までとする。

イ 郵送による場合は、差出し、受領の記録が残る簡易書留郵便等とし、企画提案書等を郵送した旨を必ず電話で連絡すること。

8 審査

(1) 審査概要

滋賀県商工観光労働部イノベーション推進課が設置する審査会(4名の委員をもって設置)において、あらかじめ定めた評価項目および評価点に基づき、提出された企画提案書等についてプレゼンテーションにて審査を行う。この審査会の総合得点が最も高かった者を当該業務の契約予定者とする。審査会の最高得点が複数あった場合

は、もっとも価格が低い者を契約予定者とする。

ただし、審査会の総合点において満点の5割未満の場合は契約予定者とししないものとする。

(2) 審査会の開催

ア 実施予定日：令和7年6月10日(火)午後に滋賀県庁（北新館5-E）での開催を予定している。詳細な時間・場所などは企画提案書提出者に別途通知する。

イ 方法：提案内容を基にプレゼンテーションすること。

ウ その他：企画提案書を作成し、プレゼンテーションを行う者が、本業務の主たる業務担当者として本業務終了まで業務を行うこと。

(3) 評価項目および評価点

提出された書類をもとに、別添2の評価基準で定められた評価項目および評価点により審査する。

(4) 選定結果の通知

審査会における選定結果は、速やかに参加者に直接通知する。

9 契約相手方の決定

審査会で選定された契約予定者は、企画提案書等の内容について、イノベーション推進課と詳細な内容について協議を行い、正式な見積書を提出し、その額が予定価格の範囲内であれば、契約の相手方として決定する。なお、協議が整わない場合は、次点として選定された者と同様の手続きを行うこととする。また、提案の内容については、協議により仕様書を修正することがある。

10 その他

- (1) 公募型プロポーザル参加にかかる報酬はなく、参加に要する経費は全て各事業者負担とする。
- (2) 提出されたすべての書類については、加筆、訂正、差し替え等は認めない。
- (3) 提出されたすべての書類は返却しない。
- (4) 採用した場合でも、両者協議の上、その内容を変更することがある。
- (5) 委託料の支払は、精算払いとする。また、この業務委託の実施については、滋賀県財務規則が適用される。
- (6) 本事業の取組状況や成果等は、県のホームページや広報誌等で公表する場合がある。
- (7) 事業の大部分を第三者に委託する提案内容となっているときは、採択しない。

11 関係様式

- | | |
|------|-----------|
| 様式1 | 参加申請書 |
| 様式2 | 企業・団体等概要書 |
| 様式3 | 質問票 |
| 参考様式 | 企画提案書 |

12 問合せ先

滋賀県商工観光労働部 イノベーション推進課
〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
TEL：077-528-3794 FAX：077-528-4876 E-mail：fd0002@pref.shiga.lg.jp